



# 山の手通信

No.50

2014年5月1日

会長                     

## ● お詫びと訂正

4月5日の定時総会に於いて、お叱りを受けた件を訂正します。自治会は、行政の末端ではなく、住民による任意団体です。よって、政教分離制度は該当しません。正しくは、共同募金や神様行事のお金を自治会費から払う事は、住民一人一人を強制させることとなり、信条の自由に反するため、自治会費から払うべきではないという事でしたので訂正いたします。



## ● 町内一斉清掃

5月11日は、一斉清掃の日です。5月度班長さんは、一斉清掃参加・不参加を取りまとめ、不参加料を添えて、清掃2日前までに、会長又は会計までお持ち願います。

## ● 鯉のぼり

今年も皆さんの協力あって、春の空に鯉が泳ぎました。つきましては、5月11日、一斉清掃終了後、鯉のぼりを撤去しますので、再度ご協力願います。

## ● 集会所利用について

畳替えのため、5月12日～15日の4日間、集会所はご利用いただけません。また、高齢者の歩行が気になっていた坂道ですが、手すりとしてご利用いただけるタイプのガードレールの設置を頂きました。

## ● 自治会費

自治会費の集金が出来ていない班は、集金をして、会長または会計までお持ちください。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19

【注意】：月日を記入して次の方に回してください。最後の方は班長さんに渡してください。